（資産除去債務関係）

1．資産除去債務の概要

国内事務所の定期賃貸借契約に基づく不動産賃借物件の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は取得から10年間、割引率は10年利付国債の利回りを採用しております。

3．当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	56,200,398円
時の経過による調整額	740,093円
期末残高	56,940,491円

4．上記以外にも、契約において原状回復が義務となる不動産賃借物件を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（不要財産国庫納付関係）

1．独立行政法人通則法第46条の２第１項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第２条の２第１項の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

不要財産の内容		帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付の方法	国庫納付の額	国庫納付の年月日	減資額
預金	減損損失及び固定資産売却損に相当する資金	806,113,700	会計検査院による指摘等を踏まえ、保有資産の見直しを行った結果、引き続き保有する必要がないため	現物	806,113,700	平成24年11月12日	—
合計		806,113,700			806,113,700		—

2．独立行政法人通則法第46条の２第２項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第２条の４第１項の規定に基づき国庫納付を行った不要財産

（単位：円）

不要財産の内容		帳簿価額	不要財産となった理由	国庫納付の方法	譲渡収入の額	国庫納付の額	国庫納付の年月日	減資額
建物	対日投資・貿易相談ワンストップセンター（大分）	3,546,065	建物の区分所有方式を終了し、第三期中期計画における重要な財産等の処分に関する計画に記載しているため	譲渡収入	7,656,961	7,656,961	平成24年10月23日	21,700,000
合計		3,546,065			7,656,961	7,656,961		21,700,000

（重要な債務負担行為）

該当する事項はありません。

（重要な後発事象）

該当する事項はありません。

附　属　明　細　書

1．固定資産の取得、処分、減価償却費（「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）及び減損損失累計額の明細

（単位：円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末残高	摘要
							当期償却額		当期損益内	当期損益外		
有形固定資産（償却費損益内）	建物	1,686,963,162	31,371,797	23,612,579	1,694,722,380	682,811,060	90,551,277	—	—	—	1,011,911,320	
	構築物	14,906,607	—	—	14,906,607	7,417,141	648,788	—	—	—	7,489,466	
	車両運搬具	399,642,501	8,196,781	26,209,736	381,629,546	255,923,654	48,424,391	—	—	—	125,705,892	
	工具器具備品	2,122,811,257	572,839,466	66,283,279	2,629,367,444	1,629,083,612	304,755,857	—	—	—	1,000,283,832	
	計	4,224,323,527	612,408,044	116,105,594	4,720,625,977	2,575,235,467	444,380,313	—	—	—	2,145,390,510	